

愛媛県高次脳機能障害支援普及事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、高次脳機能障がい者への支援の拠点となる機関(以下「支援拠点機関」という。)を置き、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置して高次脳機能障がい者に対し専門的な支援を行うとともに、支援拠点機関に協力し地域における高次脳機能障がい者の支援を行う機関(以下「相談支援協力機関」という。)を置いて、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの整備を図り、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、愛媛県(以下「県」という。)とする。

- 2 県は、支援拠点機関を指定するものとする。また、相談支援協力機関を概ね二次医療圏ごとに1箇所以上指定するものとする。
- 3 県は、事業の一部又は全部を支援拠点機関及び相談支援協力機関に委託して実施することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として、高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障がい者を有すると認定された者で、介護保険法が適用されない者とする。

(事業内容)

第4条 県は、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制を整備するものとする。

- 2 県は、支援拠点機関、相談支援協力機関、自治体職員、学識経験者に当事者団体等を加えた高次脳機能障害支援連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置し、地域の実態把握、関係機関の連携確保、事業の実施状況の分析、効果的な支援方法、普及啓発活動等について総合的な検討を行い、地域ネットワークの充実を図るものとする。
- 3 県は、高次脳機能障害に関する支援に携わる者及び相談支援を担当する自治体職員に対し、支援手法等に関する研修を行い、関係者の資質の向上及び高次脳機能障がい者に対する支援体制の確立を図るものとする。
- 4 県は、支援手法等の向上を図るため、必要に応じて他の都道府県と事業実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行うための会議を開催する、もしくは、他の都道府県が開催する会議に支援関係職員等を派遣するもの

とする。

(支援拠点機関)

第5条 支援拠点機関の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援拠点機関は、相談支援コーディネーターを1名以上配置し、高次脳機能障がい者に対する個別の相談支援、医療、福祉サービスの提供を行うものとする。また、必要に応じて作業療法士、理学療法士、心理職等の専門的な支援を受けられる体制を有するものとする。
- (2) 支援拠点機関は、県内における高次脳機能障がい者の支援拠点機能を担い、関係機関（医療機関、障害福祉施設、更生援護施設等）に対する助言、指導を行うほか、高次脳機能障害に関する普及啓発を行うものとする。
- (3) 支援拠点機関は、専門的なアセスメントによるケアプランの作成及び評価、関係する医療機関、福祉施設、家庭等との連絡・調整を行うものとする。
- (4) 支援拠点機関は、高次脳機能障害に関する相談窓口を設置するものとする。

(相談支援協力機関)

第6条 相談支援協力機関の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援協力機関は、支援拠点機関と協力し、高次脳機能障がい者に対する個別の相談支援、医療、福祉サービスの提供、関係機関（医療機関、障害福祉施設、更生援護施設等）に対する助言、指導を行うものとする。
- (2) 相談支援協力機関は、支援拠点機関からの要請に応じて、患者の受け入れに努めるものとする。
- (3) 相談支援協力機関は、相談支援コーディネーターを補助し、高次脳機能障害に関する相談を受ける職員の配置に努めるものとする。
- (4) 相談支援協力機関は、高次脳機能障害に関する相談窓口を設置するものとする。

(秘密の保持)

第7条 本事業に携わる者（当該事業から離れた者を含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

